

ホール等の利用調整の考え方について

1. 対象となる施設等

「愛知県芸術劇場の運営業務」において、貸出しの対象となる施設等は以下のとおりである。

- ・大ホール
- ・コンサートホール
- ・小ホール
- ・大リハーサル室
- ・中リハーサル室

2. 利用料金

要求水準書 第1章-第12節-第2. 及び別紙4「施設利用料金の考え方について」を参照。

3. 利用の調整

施設の運営方針を踏まえ、施設の機能が最大限発揮できるよう、貸館事業を行うこと。そのため、貸館事業についての方針を明らかにした上で、公の施設としての公平性及び公益性に配慮しつつ、効果的・効率的な運営となるよう必要な利用の調整を行う。

なお、利用の調整に当たり、以下（1）から（4）を条件とすること。

（1）事業者による利用

主催または共催により、事業者の裁量によって予約を行う。

（2）県及び県が指定する団体等による利用

（ア）文化振興事業団

文化振興事業団が実施する事業は、愛知県芸術劇場の自主事業として実施するため、各ホール及びリハーサル室の36か月前からの優先申込を認め、事業者は文化振興事業団から利用料金を徴収しないこととする。

大ホール利用時は大リハーサル室、コンサートホール利用時は中リハーサル室、小ホール利用時は大リハーサル室または中リハーサル室いずれかの利用申込のない室について、それぞれ優先申込を認めることとし、その利用日数については、別途事業者が定める、他の利用者がホール併用時に申込可能な日数を上限とする。

その他、一般申込の利用受付開始後、利用申込がない場合に限り、コンサートホールについて年間35日以内（1枠のみの利用であっても1日として計上）、大リハーサル室について年間50日以内、中リハーサル室について年間30日以内、それぞれ追加で利用できることとし、利用料金は徴収しないこととする。

上記の日数を超えて利用する場合は、別途、事業者の承認を得ることとする。

（イ）国際芸術祭「あいち」組織委員会（愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室）

3年に一度、実施される国際芸術祭について、小ホールの36か月前からの優先申込を認めること。なお、県としては利用料金の減免等は求めない。

（ウ）名古屋フィルハーモニー交響楽団

現行どおり、コンサートホールにおける定期公演について、42か月前からの優先申込を認めること。なお、県としては利用料金の減免等は求めない。

(エ) 県

愛知芸術文化センター内の複数の施設を利用し、施設の活性化への貢献が期待される事業（以下に例を示す。）については、年間6日程度まで県による36か月前からの優先申込を認めること。なお、県としては利用料金の減免等は求めない。

(例)

- ・世界コスプレサミット（例年土日を含む4日間程度について、大ホールと12階のアートスペースを全室利用）
- ・アートフェスタ（愛知県高等学校総合文化祭）（例年夏季に、土曜を含む2日間程度について、大ホール、コンサートホール、小ホール、美術館ギャラリー、アートスペース等、芸文センター内の複数施設を同時利用）

(3) 優先申込に基づく利用

優れた舞台芸術はじめ、劇場のブランディングに資する多彩な公演の鑑賞機会を数多く提供するため、優先申込制度を設けることとする。ただし、優先申込の基準や、選考のあり方については、事業者からの提案に委ねることとする。

(4) 一般申込に基づく利用

公の施設として、公平性・公益性を担保するため、別表に定める「外部主催者による一般申込」の日数を利用受付開始前に確保すること。また、大ホールについては実演団体等による利用が年間15日程度、コンサートホールについては実演団体や教育機関等による利用が年間60日程度含まれるよう配慮すること。

4. 利用枠の配分

3.(1)から(4)に示す利用について、それぞれの利用枠配分と、平日及び土日祝日の内訳については、別表を基準とする。

5. 申込区分及び利用受付開始月

3.(1)から(4)に示す利用については、利用受付開始月別に申込区分を設けることとする。

3.(1)から(3)に示す利用は優先申込、3.(4)に示す利用は一般申込の申込区分とし、優先申込は、利用受付開始月によって3つの区分に分かれることを想定している。申込区分の想定は以下の表のとおり。

<表：申込区分の想定>

申込区分	利用受付開始月	対象となる利用者
優先申込 A	～37 か月前	事業者・外部主催者（優先申込対象） 名古屋フィルハーモニー交響楽団<コンサートホール>
優先申込 B	36～24 か月前	事業者・外部主催者（優先申込対象） 文化振興事業団 県 国際芸術祭<小ホール>
優先申込 C	23～14 か月前	事業者・外部主催者（優先申込対象） 文化振興事業団
一般申込	13 か月前～ (一般申込のない枠に限る)	外部主催者（優先申込対象外） ※事業者・外部主催者（優先申込対象）も予約可 文化振興事業団<コンサートホール>

なお、4. 利用枠の配分に示す各利用枠における申込区分や利用受付開始月の基準を以下の図に示す。この基準と異なる申込区分や利用受付開始月を提案することも可能とするが、提案する申込区分や利用受付開始月の設定に係る合理的な理由を併せて示すこと。

また、劇場のブランディングに資する多彩な公演を、共催等の形で事業者による利用として実施するか、外部主催者による優先申込（貸館公演）として実施するかは事業者の裁量に委ねることとし、両者の内訳は設定しない。

<図：利用受付開始月の基準>

	年間 利用枠	優先申込A 37か月前★	優先申込B ★36か月前 24か月前★	優先申込C ★23か月前 14か月前★	一般申込 ★13か月前 ★4か月前
<大ホール>					
①事業者・外部主催者による優先申込	179	90日程度まで		①枠の残日数	
②文化振興事業団	20	20日以内			
③県	6	6日程度まで			
④一般申込	80			80日以上	※利用申込がない場合、事業者が活用
年間利用可能日の基準日数	285				
<コンサートホール>					
①事業者・外部主催者による優先申込	139	70日程度まで		①枠の残日数	
②文化振興事業団	20	20日以内		35日程度まで	※一般申込開始後申込がない枠に限る
③名古屋フィルハーモニー交響楽団	24	24日以内		※優先申込を活用し、25日以上利用することは妨げない	
④県	2	2日程度まで			
⑤一般申込	100			100日以上	※利用申込がない場合、事業者が活用
年間利用可能日の基準日数	285				
<小ホール>					
①事業者・外部主催者による優先申込	148	75日程度まで		①枠の残日数	
②文化振興事業団	60	60日以内			
③国際芸術祭	35	35日程度まで			
④県	2	2日程度まで			
⑤一般申込	60			60日以上	※利用申込がない場合、事業者が活用
年間利用可能日の基準日数	305				

6. その他の留意点

- ・事業者の経営努力により、年間利用可能日数が基準日数を超えた分については、全て事業者の裁量により利用調整を行うこととする。
- ・大ホールの連続利用可能日数の上限は、31日間まで延長することも可能とする。ただし、連続利用日数が21日を超える利用は年1回までとし、4～6月の間に限り認めるものとする。
- ・コンサートホールの連続利用可能日数の上限は、5日間まで延長することも可能とする。
- ・小ホールの連続利用可能日数の上限は、31日間まで延長することも可能とする。ただし、連続利用日数が21日を超える利用は年3回までとし、利用日の決定に当たっては、文化振興事業団と十分な調整を行うものとする。
- ・小ホールについて、国際芸術祭が開催されない年度における国際芸術祭の利用枠相当日数は、事業者の裁量により利用調整を行うこととする。
- ・リハーサル室の利用調整については、3.- (2) - (ア) に記載する留意点を除き、事業者からの提案に委ねることとする。

(別表)

ホール別の利用枠配分と平日・土日祝日の内訳

大ホール

	全日	平日	土日祝日
①事業者・外部主催者による優先申込	179 日程度	106 日程度	73 日程度
②文化振興事業団	20 日以内	14 日以内	6 日以内
③県	6 日程度	3 日程度	3 日程度
④外部主催者による一般申込	80 日以上	45 日以上	35 日以上
利用可能日の基準日数	285 日	168 日	117 日

コンサートホール

	全日	平日	土日祝日
①事業者・外部主催者による優先申込	139 日程度	93 日程度	46 日程度
②文化振興事業団	20 日以内	14 日以内	6 日以内
③名古屋フィルハーモニー交響楽団	24 日以内	12 日以内	12 日以内
④県	2 日程度	1 日程度	1 日程度
⑤外部主催者による一般申込	100 日以上	55 日以上	45 日以上
利用可能日の基準日数	285 日	175 日	110 日

小ホール

	全日	平日	土日祝日
①事業者・外部主催者による優先申込	148 日程度	92 日程度	56 日程度
②文化振興事業団	60 日以内	40 日以内	20 日以内
③国際芸術祭	35 日程度	22 日程度	13 日程度
④県	2 日程度	1 日程度	1 日程度
⑤外部主催者による一般申込	60 日以上	35 日以上	25 日以上
利用可能日の基準日数	305 日	190 日	115 日